

別紙第5

防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

(保護すべき情報の取扱い)

第1条 乙は、この特約条項が付された契約（以下「本契約」という。）を履行するに際しては、この特約条項及び保護すべき情報（装備品等及び役務の調達に関する情報のうち、乙に保護を求める情報として、防衛省（防衛装備庁を含む。）が指定したものをいう。以下同じ。）の情報セキュリティの確保について防衛装備庁と締結した防衛事業適合事業者契約（以下「適合事業者契約」という。）の定めるところに従い、本契約において甲が指定した保護すべき情報（以下「本契約保護情報」という。）を取り扱わなければならない。

(下請負事業者に対する指導監督)

第2条 乙は、本契約を履行するに当たり、この特約条項を適切に履行する義務を負い、下請負事業者（本契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者（乙を除く。）をいう。以下同じ。）に対して、適切な指導・監督を行わなければならない。

(下請負事業者に本契約保護情報を取り扱わせる際の手続及び第三者開示の禁止)

第3条 乙は、本契約を履行するに当たり、適合事業者契約を締結していない下請負事業者（以下「未適合下請負事業者」という。）に本契約保護情報を取り扱わせる必要が生じた場合には、当該未適合下請負事業者において情報セキュリティが確保されるよう、防衛装備庁装備政策部長（以下「装備政策部長」という。）が別に定めるところにより、本契約保護情報の適切な取扱いに必要な事項を確認しなければならない。

2 乙は、装備政策部長が別に定めるところにより、前項の下請負事業者に本契約保護情報を取り扱わせることについて、同項の規定により確認した内容を添えて、甲の承認を得なければならない。

3 甲は、前項の規定により申請のあった内容を直接確認する必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。

4 乙は、甲から前項の申し入れがあった場合には、必要な協力を行うものとする。

5 乙は、本契約を履行するに当たり、適合事業者契約を締結している下請負事業者（以下「適合下請負事業者」という。）に本契約保護情報を取り扱わせる必要が生じた場合には、当該適合下請負事業者が適合事業者契約に基づき地

方防衛局に申告した情報セキュリティ対策実施点検書により、当該適合下請負事業者が本契約保護情報の適切な取扱いに必要な事項を備えていることを確認しなければならない。

- 6 乙は、装備政策部長が別に定めるところにより、前項の規定により確認した内容を書面により甲に届出しなければならない。
- 7 乙は、原則として、下請負事業者を除く第三者（甲と直接契約関係にある者以外の全ての者をいう。以下同じ。）に本契約保護情報を開示してはならない。ただし、本契約の履行上又は公益上特に当該第三者に開示する必要があると認められる場合には、装備政策部長が別に定めるところにより、その都度、甲と協議するものとする。
- 8 乙は、第三者との契約（本契約及び適合事業者契約以外の全ての契約をいう。この項において同じ。）において、乙が保有し、又は知り得た情報を伝達、交換、共有等を行う約定があるときは、本契約保護情報をその約定の対象から除くよう、当該第三者との契約を変更する等の措置を講じなければならない。

（未適合下請負事業者に対する監査）

- 第4条 甲は、未適合下請負事業者に対して直接監査を行う必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。
- 2 乙は、甲から前項の申し入れがあった場合には、必要な協力をしなければならない。
 - 3 甲は、第1項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を当該未適合下請負事業者の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。
 - 4 甲は、第1項に規定する監査の結果、当該未適合下請負事業者において第2条に規定する乙の指導・監督に基づいて作成した情報セキュリティ基本方針等に従い本契約保護情報の取扱いが行われていないと認めた場合には、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。
 - 5 甲は、前項の規定により同項の未適合下請負事業者には是正のため必要な措置を講じるよう求めるときは、乙を通じて求めるものとする。

（事故発生時の措置）

- 第5条 乙は、事故等（情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象に該当するものをいう。以下同じ。）が発生したときは、適合事業者契約に付属する装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準、同基準に従い乙が作成した情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ規則に定めるところにより適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する事故等が本契約の履行及び関連する装備品等の運用に与える影響等について調査し、その措置について甲と協議しなければならない。

ない。

- 3 前項の協議の結果、事故等が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、その措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 4 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により事故等が発生し、本契約の目的を達することができなくなった場合又は適合事業者契約が解除された場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の場合においては、本契約の解除に関する規定を準用する。

(本契約履行後における乙の義務等)

第7条 第1条、第2条及び第5条の規定は、本契約の履行後において、乙又は乙の下請負事業者が本契約保護情報を取り扱う場合について準用する。

- 2 第4条の規定は、本契約の履行後において、未適合下請負事業者が本契約保護情報を取り扱う場合について準用する。
- 3 本契約の履行後において、当該本契約保護情報が保護すべき情報ではなくなった場合には、前2項の規定を適用しない。
- 4 甲は、本契約の終了後において、甲から乙に対して交付し、又は伝達した本契約保護情報（以下「交付保護情報」という。）の返却、乙又は乙の下請負事業者が作成し、又は製作した本契約保護情報（以下「作成保護情報」という。）の提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合には、乙に本契約保護情報の破棄を求めることができる。
- 5 乙は、前項の指示又は求めがあった場合において、交付保護情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。
- 6 乙は、第4項の指示又は求めがあった場合において、作成保護情報を引き続き保有する必要があるときは、当該作成保護情報の名称及び保有期間を甲に届け出て確認を得るものとする。
- 7 乙は、前2項の規定により本契約保護情報の保有が認められた場合において、当該本契約保護情報の取扱者名簿に変更があるときは、その変更内容を甲の求める届出先に届け出て確認を得るものとする。